

社会福祉法人「イエス団」の受託する地域包括支援センターが指定を受ける

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所

「春日野あんしんすこやかセンター」

運営規程

(運営方針)

第1条

- (1) 老人福祉法の理念を尊重し、介護保険法を守ります。
- (2) 施設を利用者の生活の場とし、介護にあたっては、利用者の主体性を大切にします。
- (3) 地域の高齢者のための専門的社会資源であることを自覚し、地域福祉を支えます。

(事業の目的)

第2条

社会福祉法人イエス団が設置する春日野あんしんすこやかセンター【以下「センター」という】において実施する、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という）を適正に運営するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの事業に従事する担当職員（以下、「担当職員」という）は要支援状態または特定高齢者に認定された者（以下、「利用者」という）に対し、利用者の有する能力が維持・向上し、地域での健全な生活を継続できるよう支援することを目的とする。

- (1) 利用者が、地域での健全な生活を継続できるよう、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、利用者自身の活動、家族その他のインフォーマルな援助、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様なシステムから、包括的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の目標とする生活が実現されるように社会資源を活用する。その計画に当たっては、特定の介護予防支援サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービス機関等、また、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等と緊密な連携を図り、包括的な支援に努める。

(事業所の名称など)

第3条

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 春日野あんしんすこやかセンター
- (2) 所在地 神戸市中央区日暮通5丁目5-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

この事業に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名

- ア 事業所の行う事業を監督し、適切な事業運営が行われるように総括する。
- イ 利用者へのサービスの質の向上のために、担当職員の資質向上に努め、研修の機会等を確保する。
- ウ 苦情受付担当者として苦情解決責任者と協力し、苦情を受け付け、苦情処理や事故対応を率先して行うとともに、解決が困難な場合には、苦情処理委員会を招集する。

(2) 事業の提供に当たる保健師その他事業に関する知識を有する担当職員：1名以上

- ア 利用者からの相談に応じ、利用者の有する能力が維持・向上し、地域での健全な生活を継続できるよう介護予防サービス・支援計画原案を作成する。
- イ 介護予防サービス・支援計画の原案をサービス担当者会議にて調整し、利用者に説明し同意を得、正式な計画書を作成する。
- ウ 利用者に対する介護予防のための支援が、介護予防サービス・支援計画にそって包括的に行われるように、家族その他のインフォーマルな援助、適切な保健医療及び福祉サービス等の連絡調整を行う。
- エ サービス提供が始まってから、その状況が介護予防サービス・支援計画にそったものか、また、目標に向かって効果的なものであるかを評価し、新たな課題に対し、必要に応じて計画の変更を行う。
- オ 利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- カ 利用の際に、要支援等の認定を受けていない場合には、利用者の意思を確認し、申請代行等必要な支援を行う。
- キ 介護予防サービス・支援計画作成費を算出し請求を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

この事業の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日～土曜日までとする。

ただし日曜日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時～午後5時30分までとする。

(事業の提供方針と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

(1) この事業の内容・提供方法は次の通りとする。

- ア 利用者の相談を受ける場所：事業所内相談室及び利用者が希望すれば利用者宅
- イ 使用する課題分析票の種類：厚生労働省が示した内容による、神戸市の指定様式
- ウ サービス担当者会議の開催場所：事業所内相談室、利用者が希望すれば利用者宅
主治医等の勤める医療機関
サービスを提供する介護予防、
又は第1号サービス事業所
会議室等
- エ 担当職員の居宅訪問頻度：サービス開始月に最低1回
サービス実施後3ヶ月に1回
サービス評価期間の終了月に1回

(2) この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(3) 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、実費

- を徴収する。
- (4) その他の費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
 - (5) 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）はセンターの見やすい場所に掲示する。

（事業の実施圏域）

第7条

通常の事業の実施圏域は、神戸市中央区の第2圏域：熊内橋通、旗塚通、神若通、国香通、若菜通、脇浜町、筒井町、東雲通、八雲通、日暮通、吾妻通、北本町通、南本町通、真砂通とする。

（緊急時における対応方法）

第8条

担当職員等は利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第9条

個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとする。

（苦情処理）

第10条

苦情処理については別に定める「苦情解決の仕組みに関する規程」に従って対処するものとする。

（高齢者虐待防止の推進）

第11条

事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を設置する。

- (1) 虐待を防止するための新規職員への採用時及び従業者に対する研修を定期的（年1回以上）に実施する。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置。
虐待防止責任者は、苦情対応責任者と同じとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束の適正化）

第12条

身体的拘束の適正化について情報共有し、今後の身体的拘束防止につなげる。
身体的拘束廃止について認識の共有・統一を図り、リスクのある事例等について協議するなどし、サービスの質の向上を目指す。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規職員への採用時及び定期的（年2回以上）に実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第13条

- (1) この事業を運営するに当たり、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。
- (2) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別紙説明書に定めるものとする。

附則

この規定は、2006年 4月 1日から施行する。
この規定は、2012年 4月 1日から改定する。
この規定は、2012年12月 1日から改定する。
この規定は、2015年 4月 1日から改定する。
この規定は、2017年 4月 1日から改定する。
この規定は、2024年 4月 1日から改定する。